

定 款

平成 1 7 年 6 月

社団法人 高知県産業廃棄物協会

目 次

第1章	総 則	・・・ 1
第2章	会 員 及 び 会 費	・・・ 1
第3章	役 員 等	・・・ 3
第4章	会 議	・・・ 4
第5章	資産、事業計画等	・・・ 7
第6章	定款の変更及び解散	・・・ 8
第7章	事 務 局	・・・ 8
第8章	雑 則	・・・ 8
	附 則	・・・ 9

社団法人 高知県産業廃棄物協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 高知県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、県内の産業廃棄物処理業者の相互理解及び協調関係並びに関係機関との連携に基づき会員の健全な発展及び資質の向上を図ることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって環境保全の維持向上及び産業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物についての情報の収集及び提供並びに行政庁からの指導事項の会員に対する周知徹底に関すること。
- (2) 産業廃棄物についての各種印刷物及び書籍類の配布及び販売に関すること。
- (3) 産業廃棄物についての研究会、講習会等の開催に関すること。
- (4) 産業廃棄物についての研究、調査等に関すること。
- (5) 産業廃棄物の処理に関するマニフェストの啓蒙及び普及促進に関する事項。
- (6) 産業廃棄物の再生利用、共同処理等のための研究、調査等に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業。

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 法第14条第1項及び第4項の規定による高知県知事の許可（以下「許可」という。）を受けている産業廃棄物処理業者、法第14条の4第1項及び第4項の規定による許可を受けている特別管理産業廃棄物処理業者並びに法第20条の2の規定による登録を受けている廃棄物再生事業者（第14条第1項において「業界関係者」という。）でこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

- (3) 特別会員 学識経験者で理事会において推薦したもの

(入会及び入会金)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 正会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める入会金を納入しなければならない。
- 3 特別会員は、入会金の納入を要しない。

(会 費)

第7条 会員は、別表第2に定める額の会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、当該年度分を5月31日までに納入するものとする。
- 3 特別会員は、会費の納入を要しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 廃業若しくは解散又は破産したとき。
- (4) 第5条第1号に定める法上の資格を失ったとき。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出なくてはならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。この場合、当該会員に、除名の議決を行う前に総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費その他の賦課経費の納入を1年を超えて怠ったとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、秩序を乱し、その他目的達成を妨げる行為があったとき。
- (3) 犯罪その他この法人の社会的信用を失う行為をしたとき。

(会費等不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員は、この法人に対して所有していた財産上の権利を一切失うものとし、会員が既に納入していた入会金、その他の拠出金はこれを返還しない。

(届 出)

第12条 会員は、次の各号に該当するときは速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。
- (2) 許可の内容を変更したとき。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常任理事 10名以内
- (5) 理事 20名以上25名以内（会長、副会長、専務理事及び常任理事を含む。）
- (6) 監事 2名以上5名以内

(役員を選出)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、監事のうち半数以上は、業界関係者以外の者から選任しなければならない。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選により選任する。
- 3 常任理事は、理事のうち各委員会の委員及び各部会の部会長に選任された者があたる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理し、会長及び副会長がともに事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 4 常任理事は、会長、副会長及び専務理事と常任理事を構成し会務のうち細則で定めた事項につき執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務（常任理事会で執行する事項を除く）を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会務及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会務、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会

又は高知県知事に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は召集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任されることを妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、当該役員に解任の議決を行う前に総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

(顧問)

第19条 この法人に顧問を置く事ができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営方針に関し、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 顧問は、総会及び理事会に出席し、この法人の運営方針に関し意見を述べる事ができる。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、議決に加わる権利

を有しない。

(議決事項)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を審議し、議決する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会で議決された事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、開催を請求したとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき又は監事が招集するとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の規定により監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定により開催の請求があった場合にはその請求があった日から14日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の規定により開催の請求があった場合にはその請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合には、開催日の7日前までに会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 会議は、総会においては正会員総数の、理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、当該正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席した正会員の数又は理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(委員会)

第30条 この法人に、事業を円滑に遂行するため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会についての組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第35条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、収支予算の議決を得られない場合には、その事業年度開始の日から2月以内に総会の議決を得るものとする。

- 2 前項の場合において会長は、総会の議決を得るまでの間は、前事業年度の収支予算に準じ収入し、及び支出することができる。この場合における収支及び支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第36条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、その事業年度終了後2月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(経費の賦課)

第37条 この法人は、その行う事業の経費（会費をもって充てるものを除く。）に充てるため、その経費を会員に賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期、方法その他必要な事項は、総会でこれを定める。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県知

事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第7章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、理事会の議決に基づき会長が任免する。

3 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 雑 則

(委 任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところとし、その任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 この法人の設立総会の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、正会員の年会費については、平成5年度分から適用する。

附 則

この定款の変更は、高知県知事の認可のあった日（平成17年6月21日）から施行する。

別 表 第1（第6条関係）

入 会 金 の 額	会員の種類	金 額
	正 会 員	100,000円
	賛 助 会 員	30,000円

ただし、設立時の会員については、入会金を30,000円とする。

別 表 第2（第7条関係）

会 費 の 額	会員の種類	金 額 (年 額)
	正 会 員	120,000円
	賛 助 会 員	60,000円

ただし、入会時の会費は、月額10,000円（賛助会員は、5,000円）とし、申込み月の翌月から当該事業年度末までの会費を申込み月の翌月の末日までに納入すること。